平成２２年（フ）第６３４号
大分市大字猪野1608番地の３　マンション猪野ハイツ503
債務者　首藤　新悟
１　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６３５号
大分市大字猪野1608番地の３　マンション猪野ハイツ503
債務者　首藤　育利
１　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６５７号
大分県別府市石垣東１丁目２番13号
債務者　上原依利子
１　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２１８号
松江市下東川津町246番地１
債務者　古浦　幸子
１　決定年月日時　平成22年12月20日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０８６号
福岡県福津市中央２丁目２番10号
債務者　泉　　洋子
１　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４８０号
福岡市南区桧原５丁目６番11―203号
債務者　平川　宏子
１　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３９０号
福岡市西区姪の浜１丁目10番１―909号
債務者　古山浩一郎
１　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４１７号
福岡県糟屋郡須恵町大字旅石84番地21ＳＰＲＯＵＴ須恵610号
債務者　浜崎　弘美（旧姓長田）
１　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７９０号
福岡市早良区南庄６丁目20番20―103号
債務者　永瀬　慶介
１　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９６８号
福岡県宗像市日の里５丁目３番地１　54棟501号
債務者　冨永　　信
１　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９６９号
福岡市早良区原４丁目16番27号
債務者　元村　純子
１　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９８２号
福岡市中央区唐人町２丁目９番４クレセント英201号、住民票上の住所福岡県久留米市諏訪野町2175番地１サーパス諏訪野301号
債務者　重松　敬一
１　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０２９号
福岡市南区老司５丁目36番11―102号
債務者　光武　由加（旧姓松尾）
１　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０３４号
福岡市南区曰佐２丁目27番６―202号
債務者　山内　佳映（旧姓水上）
１　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０４７号
福岡県糸島市前原北４丁目１番６―103号
債務者　屋良　博之
１　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０４８号
福岡県糸島市前原北４丁目１番６―103号
債務者　屋良千恵子
１　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０６３号
福岡市南区清水４丁目７番22―206号
債務者　眞北　祥子
１　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部